

專 門 職 大 学  
評 価 基 準 要 綱  
(専門職大学分野別認証評価)

(原 案)



令和 年 月

一般社団法人  
専門職高等教育質保証機構



## はじめに

第四次産業革命の進展とともに国際競争の激化する環境下で、優れた専門技能等を身につけ、新たな価値の創造に貢献する専門職業人材の養成を目的とする高等教育機関として、専門職大学（専門職短期大学を含む）が発足しました（2019年）。養成すべき専門職業人材とは、高度な実践力（理論に裏づけられた高度な実践力を強みとして、専門業務を引率できる）、豊かな創造力（社会の変化に対応して、新たなモノやサービスを作り出すことができる）および豊かな人間性と職業倫理を備えた人材です。

専門職大学（専門職大学および専門職短期大学）は、大学制度の中に位置づけられ、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を具備した人材の育成を目的としています。専門職大学は、それぞれの目的に応じた教育水準の維持向上に資するために、5年以内ごとに文部科学大臣から認証を受けた機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受審することが義務づけられています（学校教育法第百九条第三項および学校教育法施行令第四十条）。

この専門職大学評価基準要綱は、専門職大学の教育研究等の総合的な状況に関する評価について、評価の基本的方針、評価基準および評価方法を示したものです。このうち専門職大学評価基準は、学修成果および内部質保証を中心として、専門職大学（短期大学）設置基準に規定されている内容を踏まえて設定されており、27基準で構成され、関係する基準を7領域に分類して表示されています。

各基準は、専門職大学の教育研究活動等が専門職大学評価基準に適合している旨の認定をする際に、専門職大学の目的に照らして、教育研究活動等の状況を多面的に分析するための内容となっています。評価を受ける専門職大学においては、すべての基準に係る状況について、自己評価することが求められます。専門職高等教育質保証機構（認証評価機関）では、自己評価の結果を受けて、各基準を満たしているか、優れた点や改善を要する点等があるか、などの評価を行います。さらに、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、専門職大学評価基準に適合しているか否かの判定を行います。

専門職高等教育質保証機構の実施する認証評価は、「専門職大学の教育水準の維持向上を図るとともに、その个性的で多様な発展に資する」ことを目的として実施するものです。したがって、評価実施にあたっては、専門職大学の個性や特徴が十分発揮できるように、専門職大学が有する「目的」を踏まえて行われます。専門職大学の目的とは、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的であり、専門職大学における自己評価や機構における認証評価は、専門職大学が自ら定めた「目的」を踏まえつつ評価が行われることを前提として、それが可能となるような構成・内容に留意してあります。

この『専門職大学評価基準要綱』のほかに、評価の詳細な手順等を示すものとして、専門職大学が自己評価を実施するにあたっての実施要項『自己評価実施要項』や、専門職高等教育質保証機構の評価担当者が評価を行う際に用いる手引書『評価実施手引書』も作成してあります。



# 目 次

はじめに	i
第1章 専門職大学認証評価	
I 目的	1
II 基本の方針	1
第2章 専門職大学評価基準	
領域I 専門職大学の目的および学修成果	4
領域II 教育課程および教育方法	5
領域III 教育研究上の基本組織	6
領域IV 財務・管理運営および情報公表	6
領域V 学修環境	7
領域VI 学生受入および定員管理	8
領域VII 内部質保証	8
第3章 評価の実施体制・方法等	
I 実施体制	10
II 実施方法	10
III 評価結果の公表	11
IV 実施時期とスケジュール	11
V 評価実施後の大学院における教育研究活動等の質の確保	12
VI 情報公開	12
VII 評価手数料	12
VIII 追評価	12
IX 専門職大学評価基準等の変更手続き	13
参考資料 専門職大学認証評価関係法令	14



# 第1章 専門職大学認証評価

デジタル化やグローバル化の進展によって、社会を取り巻く環境は激変し、産業構造や雇用などを含めた社会全体のあり方が大きく変化するとともに、人々の生活も劇的に変わりつつあります。わが国では、少子高齢化や人生100年時代に対応した社会機能の強靱性を高めることも求められています。このような事態に対応できる専門職人材の養成に対する期待を受けて専門職大学（専門職短期大学を含みます。）が発足しました。専門職大学は、その教育研究等の水準の改善および向上を図るために、第三者機関（認証評価機関）の評価を定期的に受けることが、国際的な流れとなっており、学校教育法により義務化されています。

## I 目的

一般社団法人専門職高等教育質保証機構（以下「機構」とよびます。）が、専門職大学からの求めに応じて実施する認証評価（以下「評価」とよびます。）は、わが国の専門職大学の教育研究等の水準の改善・向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するために、以下のことを目的としています。

- 機構が定める専門職大学評価基準に基づいて、専門職大学を定期的に評価することによって、その教育研究活動等の質を保証すること。
- 専門職大学の教育研究活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該専門職大学にフィードバックすることによって、その教育研究活動等の改善・向上に資すること。
- 専門職大学の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくために、その教育研究活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すことによって、説明責任を果たすこと。

## II 基本の方針

専門職大学の特色は、次の五点にまとめられます。

- ① 卒業必要単位の三分の一以上の「実習・実技」の授業によって、「実践力」を涵養する。
- ② 研究者教員と実務家教員による小人数授業（原則40人以下）により、理論と実践をバランスよく学ぶ。
- ③ 学外の企業・診療所等における長期実習によって、現場の知識・技能を学ぶ。
- ④ 一分野に止まらない学び（総合科目、展開科目、職業専門科目、基礎科目）によって、「応用力」を涵養する。
- ⑤ 「学士（専門職）」「短期大学士（専門職）」の学位が、卒業生に授与される。

これらの特色に即して、下記のような基本的な方針に基づいて、機構は認証評価を実施します。これまでに蓄積してきた専門職大学院認証評価や専修学校（職業実践専門課程）第三者評価の経験を活かすとともに、評価を受けた専門職大学の意見を踏まえた上で、開放的で進化する評価をめざします。

#### a. 専門職大学評価基準に基づく評価

この評価は、機構の定めた専門職大学評価基準に基づいて、専門職大学の教育研究活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心として実施します。さらに、その結果を踏まえて、専門職大学（専門職短期大学）設置基準をはじめ関係法令に適合しているか否かの認定を行います。

#### b. 学修成果を中心とした評価

学修者本位の教育が重要視される中で、学生の身につけた知識や技能、経験の質の重要性を踏まえて、学修成果を中心として専門職大学の教育研究活動等の総合的な状況について評価を実施します。このために、学生をはじめ卒業生、雇用者等の各種関係者からの意見聴取などの参画を求めて評価を実施します。

#### c. 個性の伸長と質の改善・向上に資する評価

この評価は、機構の定めた評価基準に基づいて実施しますが、その判断にあたっては、各専門職大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して専門職大学が有する「目的」を踏まえつつ実施します。ここでいう「目的」とは、専門職大学の使命、教育上の理念・目的、養成しようとする人材像、教育研究活動等を実施する上での基本方針、達成しようとしている基本的な成果等をさします。

質の向上を促すために、優れた成果が確認できる取組について「優れた点」あるいは「特色ある点」として明示します。質の改善を具体的に促すために、改善を要する事項があれば、「改善が望ましい点」あるいは「改善を要する点」として指摘します。「改善を要する点」と指摘した事項に対する対応状況は継続的に確認します。

#### d. 内部質保証を重視した評価

専門職大学が、自ら教育研究活動等について継続的に点検・評価を行い、その結果を改善につなげるにより、教育研究活動等の質を維持し向上を図ることを「内部質保証」と位置づけて、内部質保証の体制が整備され機能していることを重点的に評価します。

#### e. ピア・レビューによる公正な評価

専門職大学における教育研究活動という高度に専門的な分野における評価を適切に実施するために、これらの活動について経験と識見を有する者（ピア）が中心となって評価します。また、社会の幅広い理解と支持が得られるように、社会、経済、文化等各方面の有識者等の関与を求めるとともに、大学関係者による利益相反を排除して、公正性を担保します（『専門職大学評価実施手引書』p. 14）。

#### f. 国際的な質保証の動向を踏まえ透明性の高い開かれた評価

専門職大学評価基準の策定および評価の実施にあたっては、国際的な高等教育の質保証に関する標準的な視点や手法との整合性をとり、国際的にも活用される評価を行います。

意見申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とします。また、開放的で進化する評価をめざして、評価の経験や評価を受けた専門職大学等の意見を踏まえつつ、評価システムの改善を継続的に図ります。



## 第2章 専門職大学評価基準

専門職大学評価基準は、学修者本位の教育活動を中心として、教育研究活動等の総合的な状況の評価するために、「領域Ⅰ 専門職大学の目的および学修成果」「領域Ⅱ 教育課程および教育方法」「領域Ⅲ 教育研究上の基本組織」「領域Ⅳ 財務運営、管理運営および情報公表」「領域Ⅴ 学修環境」「領域Ⅵ 学生受入および定員管理」「領域Ⅶ 内部質保証」の7領域に分類される27基準から構成されています。これらの基準は、専門職大学の特色（p. 1）が、明確に発信されるように配慮されています。

専門職大学評価基準は、専門職学位課程における教育研究活動を中心として、専門職大学（専門職短期大学）設置基準等の法令適合性を含めて、専門職大学として適合していることが必要と考えられる内容を示したものです。評価は、基準ごとに内容を満たしているか否かの判断を中心として実施します。判断は原則として専門職大学全体を単位として行いますが、領域によっては、学部・学科等ごとの分析、整理も踏まえた上で、内容を満たしているか否かの判断を行います。

「領域Ⅰ 専門職大学の目的および学修成果」と「領域Ⅶ 内部質保証」に係る基準のうち評価基準で定めるものについては、「重点評価項目」として位置づけています。また、各基準を判断する上での具体的な方針となる「判断指針」を設けてあります。

分野別認証評価は、専門職大学の目的に照らして行われることとなります。この評価における専門職大学の目的とは、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的をさします。

下記の各基準の状況を社会に向けて明確に示すためには、それぞれの基準について複数の分析観点に基づいて評価する必要があります。各分析観点の内容や、分析のために必要と考えられる根拠資料・データについては、『自己評価実施要項』pp. 15-36を参照ください。対象専門職大学の自己評価においては、原則として、すべての基準および分析観点に係る状況を分析・整理した結果を自己評価報告書に記載してください。

領域Ⅰ 専門職大学の目的および学修成果
基準Ⅰ-1 専門職大学の目的が適切に設定されていること。
基準Ⅰ-2 【重点評価項目】専門職大学の目的に則した人材養成がなされていること。

### 判断指針

この領域の各基準については、各教育課程の状況を踏まえて、学部等ごとに確認し判断します。

基準Ⅰ-1では、専門職大学の目的が、学部、学科または課程ごとに適切に設定され、養成しようとする人材像その他の教育研究上の目的が明確であることを確認します。

基準Ⅰ-2では、卒業時の状況（単位修得・卒業状況、資格取得等の状況、授業評価等学生からの意見聴取の結果）、卒業生の進路の状況等の実績や成果、および卒業生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果から、意図している学修成果があがっているか否かを判断します。

## 領域Ⅱ 教育課程および教育方法

- 基準Ⅱ-1 卒業認定・学位授与方針が、具体的かつ明確であること。
- 基準Ⅱ-2 教育課程編成・実施方針が、卒業認定・学位授与方針と一貫性があり、具体的かつ明確であること。
- 基準Ⅱ-3 教育課程の編成および授業科目の内容・水準が、卒業認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に沿って、当該職業分野の動向を反映して、体系的かつ適切であること。また、教育課程の編成、授業科目、卒業要件等が、専門職大学（短期大学）設置基準に適合するものであること。
- 基準Ⅱ-4 卒業認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に沿って、当該職業分野の動向に即した適切な授業形態、学修指導法等が採用されていること。
- 基準Ⅱ-5 教育課程編成・教育課程方針に沿って、公正な成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に実施されていること。
- 基準Ⅱ-6 専門職大学の目的および卒業認定・学位授与方針に則して卒業要件が策定され、公正な卒業認定が実施されていること。
- 基準Ⅱ-7 産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。また、教育課程連携協議会が、定期的開催され、機能していること。

### 判断指針

この領域の各基準については、各教育課程の状況を踏まえて、学部等ごとに確認し判断します。

基準Ⅱ-1では、卒業認定・学位授与方針が、当該職業分野の動向に即して、学生の身につけるべき資質・能力の目標が具体的かつ明確に示されているか否かを判断します。

基準Ⅱ-2では、教育課程編成・実施方針が、卒業認定・学位授与方針と整合性をもっており、教育課程の編成方針、当該教育課程における学修方法、学修過程、学修成果の評価の方針が、当該職業分野の動向に即して、具体的に示されているか否かを判断します。

基準Ⅱ-3では、教育課程の編成および授業科目の内容が、卒業認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して、当該職業分野の動向が反映された体系的、かつ相応しい水準であるか否かを判断します。基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目の開設状況も確認し判断します。また、教育課程の編成、授業科目、卒業要件等が、専門職大学（短期大学）設置基準に定める規定から外れるものでないかを確認し判断します。

基準Ⅱ-4では、適切な授業形態、学習指導の方法が採用されていることについて、主としてシラバスの記載内容、同時に授業を行う学生数等について、適切であるか否かを判断します。卒業要件に、実習等による授業科目（企業等での臨地実務実習を含みます。）が、専門職大学（短期大学）設置基準の定める単位数に含まれていることを確認し判断します。

基準Ⅱ-5では、教育課程編成・実施方針に基づいて、成績評価基準が学生に周知されており、その基準に従って成績評価、単位認定が実施されているか否か、さらに、厳格かつ客観的な成績評価を実施するために、成績評価の適切性の確認や異議申立ての仕組みが組織的に設けられているか否かを判断します。

基準Ⅱ-6では、卒業認定・学位授与方針に則して、卒業要件が策定され、評価の基準が明確であり、それらが学生に周知され、卒業認定が適切に実施されているか否かを判断します。

基準Ⅱ-7では、教育課程の開発・開設が、産業界・地域社会と連携しつつ進められている状況を確認して判断します。また、教育課程連携協議会の構成員、開催状況、議事要旨とともに、議論内容の反映状況を確認して判断します。

領域Ⅲ 教育研究上の基本組織
基準Ⅲ-1 教育上の基本組織が、専門職大学の目的に照らして、適切に構成され、教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること。
基準Ⅲ-2 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること。

#### 判断指針

基準Ⅲ-1では、学部・学科（これらの組織を置かない場合には、これに代わる組織）の基本的な教育組織が、専門職大学の目的に照らして、適切な形で設置あるいは整備されていることを確認するとともに、それぞれの教育組織が学校教育法、専門職大学（短期大学）設置基準等の関係法令に定められた要件を具備していることを確認し判断します。特に、実務家教員については、その数や教育研究能力を確認し判断します。

基準Ⅲ-2では、それぞれの基本的な教育組織を有効に機能させ、教育研究活動等を展開していくために、重要事項を審議する会議（以下「教授会等」という。）が置かれ、必要な活動を行なっているか否かを判断します。

\*「重要事項を審議する会議」とは、教育課程、教育方法、成績評価、卒業認定、入学者選抜および教員の人事等に関する重要事項をいう。

領域Ⅳ 財務運営、管理運営および情報公表
基準Ⅳ-1 財務運営が専門職大学の目的に照らして適切であること。
基準Ⅳ-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること。
基準Ⅳ-3 管理運営を行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること。
基準Ⅳ-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること。
基準Ⅳ-5 財務および管理運営に関する内部統制・監査の体制が機能していること。
基準Ⅳ-6 教育研究活動等に関する情報が適切に公表され、説明責任が果たされていること。

#### 判断指針

基準Ⅳ-1では、収支計画が適切に策定・履行されていることを確認し、財務運営が、専門職大学の目的に照らして、安定しているか否かを判断します。

基準Ⅳ-2では、管理運営のための体制が明確に規定され、機能しているか否かを判断します。

基準Ⅳ-3では、管理運営を円滑に行うための事務組織が整備され、機能しているか否かを判断します。

基準IV-4では、専門職大学を運営するために職務をつかさどる教職員が、適切に役割分担し、その連携体制が確保され、教職員の管理運営に関する能力を向上させる取組（スタッフ・ディベロップメント等）が実施されているか否かを判断します。

基準IV-5では、財務および管理運営に関する内部監査を含む内部統制・監査の体制が整備され、機能しているか否かを判断します。

基準IV-6では、専門職大学の目的、教育に関する基本方針、教育研究上の基本組織、教育の実施体制、教育課程および学生の状況等、教育研究活動等の状況に関する基本的な情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）、自己点検・評価の結果など法令により公表が求められている情報が適切に公表されているか否かを判断します。

領域V 学修環境
基準V-1 教育研究組織および教育課程に対応した施設・設備（ICT環境、バリアフリー化等を含む。）ならびに図書、学術雑誌等の教育上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。
基準V-2 学生に対して、適切な履修指導、学修支援が行われていること。
基準V-3 学生に対して、生活、進路、経済、ハラスメント等に関する相談・助言、支援等が適切に実施されていること。

## 判断指針

基準V-1では、必要な施設・設備（ICT環境、バリアフリー化等を含む。）および自主的学習や課外活動のための施設が、学生数、教育内容、教育方法を考慮して、適切に整備されているか否かを確認するとともに、教育に必要な附属施設等が設置され、適切に整備され、有効に活用されているか否かを判断します。また、学修のための資料、文献、インターネット資源等を効果的に利用できる学術情報環境の整備・活用状況を確認し判断します。

\*ICT（Information and Communication Technology）とは、情報・通信に関する技術一般の総称。

基準V-2では、卒業認定・学位授与方針を参照しつつガイダンス等が実施され、学生のニーズに則した履修指導や学修相談の体制が整備され、活用されているか否かについて判断します。また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生を受け入れている場合の適切な学修支援の実施状況について確認し判断します。

基準V-3では、学生に対する生活や進路、ハラスメント等に関する相談・助言体制等が整備され、課外活動が円滑に行われるように支援しているか否かを判断します。さらに、経済的に就学が困難な学生に関する援助等の対応策が用意されているか、また、留学生、障害のある学生等、特別な支援が必要と考えられる学生に対する支援が適切に行われているか否かを判断します。

## 領域VI 学生受入および定員管理

基準VI-1 入学者受入方針が明確に定められていること。

基準VI-2 入学者の受入が適切に実施されていること。

基準VI-3 在籍者数および実入学者数が、収容定員および入学定員に対して適正な数となっていること。

### 判断指針

基準VI-1では、専門職大学の理念、目標および養成しようとする人材像に沿って、どのような能力や適性等を有する学生を求めているのか、どのような方針で入学者選抜を行うのか等の考え方をまとめた入学者受入方針が、卒業認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針との整合性に留意しつつ明確に定められているか否かを判断します。

基準VI-2では、学生受入が適切な体制の下、公正かつ適切な方法により行われ、入学者受入方針に沿った方法に基づいて入学者選抜が実施されているか否かを判断します。

基準VI-3では、収容定員に対する在籍者数が適正な数となっているか、入学定員に対する実入学者数が適正な数となっているか否か、入学者数が大学院の授業を実施するにあたり適正な規模となっているか否かを判断します。

## 領域VII 内部質保証

基準VII-1 【重点評価項目】教育研究活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づいて教育研究活動等の質の維持、改善・向上に継続的に取り組む体制が明確に規定されていること。

基準VII-2 【重点評価項目】教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行う手順が明確に規定され、適切に実施されていること。

基準VII-3 【重点評価項目】教育研究活動等の状況について自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること。

基準VII-4 教員の質を確保し、さらに教育研究活動を支援・補助する者を含めて、それらの維持・向上が図られていること。

### 判断指針

基準VII-1では、教育研究活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育研究活動等の質の改善・向上に継続的に取り組むための内部質保証に係る体制が整備されているか否かを判断します。

\*教育課程連携協議会については、基準II-7で評価します。

基準VII-2では、基準VII-1の体制のもとで、教育研究環境に係る事項および教育課程とその学修成果について、専門職大学としてその状況を把握し、改善・向上に結びつける取組が継続的に実施されるために必要な手順が明確化されており、その手順に基づいて適切に実施されているか否かを判断します。

基準VII-3では、自己点検・評価の結果、教育研究活動等に改善すべき点があった場合には、対応計画を策定し、それらに基づいて取組を実施し、さらに取組の効果等を検証しているか否かを判断します。

基準VII-4では、教員（実務家教員も含む）の採用・昇任に係る規定（教員に必要とされる教育研究上または実務上の能力に関する内容を含む。）の整備、教員の質を維持・向上させるための教員評価の仕組み、ならびに教育研究能力を向上させるための組織的取組（ファカルティ・ディベロップメント等）の状況を分析して、教員組織の機能が適切に維持されているか否かを判断します。また、教育研究活動を支援する職員、教育支援者および教育補助者の質を維持・向上させるための組織的取組の状況を確認し判断します。

\*スタッフ・ディベロップメント（SD）については、基準IV-4で評価します。

## 第3章 評価の実施体制・方法等

この認証評価は、申請のあった専門職大学および専門職短期大学（以下「対象専門職大学」とよびます。）を対象として実施するものです。対象専門職大学は、別に定める『自己評価実施要項』に従って、自己評価を行なって、その結果を自己評価書としてまとめて、機構に提出します。

機構における評価は、対象専門職大学から提出された自己評価書を分析することによって行われます。

### I 実施体制

機構における評価の実施にあたっては、専門職大学に関して高く広い見識を有する大学関係者、当該専門分野の関係者ならびに高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者から構成される専門職大学認証評価委員会（以下「評価委員会」とよびます。）を設置します。評価委員会委員は、専門職高等教育質保証機構の理事会の議を経て、決定します。

評価委員会は、次の事項を審議し、決定します。

- ① 専門職大学評価基準および評価方法その他評価に必要な事項の制定、改訂および変更
- ② 認証評価報告書（以下「評価報告書」とよびます。）の作成

機構が実施する評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を行う必要があります。このために、評価委員会委員が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるように、評価の目的、内容および方法等について十分な研修を実施します。機構においては、このように十分な研修を受けた評価委員会委員が評価を実施します。

### II 実施方法

評価基準に定められた基準ごとに、対象専門職大学から提出された自己評価書の分析および必要事項の確認（書面調査）ならびに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえて、その基準を満たしているかどうかの判断を行い、その理由を明示します。改善を要する点が認められた基準については「満たしていない」と判断します。

「領域Ⅰ 専門職大学の目的および学修成果」および「領域Ⅱ 教育課程および教育方法」については、各教育課程の状況を踏まえて、各学部・学科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断します。

すべての基準を満たしている場合、「専門職大学評価基準に適合している」と判定します。満たしていない基準があった場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、専門職大学として相応しい教育研究活動等の質が確保されている状況が、確認できた場合には「専門職大学評価基準に適合している」と、確認できない場合には「専門職大学評価基準に適合していない」と判定します。なお、重点評価項目を満たしていない場合には、他の基準の状況如何に関わらず専門職大学評価基準に「評価基準に適合していない」と判定します。

評価結果においては、それぞれの基準を満たしているか否かの判断および評価基準に適合しているか否かの判定に併せて、領域ごとに、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、改善が望ましい点、改善を要する点）を指摘します。

#### a. 機構における評価方法

評価は、書面調査および訪問調査により実施します。書面調査は、別に定める『評価実施手引書』に沿って、専門職大学から提出された自己評価書（提出された根拠資料・データを含みます。）および機構が独自に調査・収集する資料・データの分析を行います。訪問調査は、別に定める『評価実施手引書』に沿って、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施します。これらの調査、分析結果を基に、評価委員会において審議し、評価結果（案）が取りまとめられます。

#### b. 意見申立てと評価結果の確定

評価結果は、専門職大学における教育研究活動等の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、その正確性を確保する必要があります。このため、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象専門職大学に通知し、その内容等に対する意見申立ての機会を設けます。意見申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行い、評価結果を確定します。

意見申立てのうち、専門職大学評価基準に「適合していない」との判断に対する意見申立てがあった場合には、評価委員会の下に意見申立審査会を設置し、審議を行います。その議を踏まえて、評価委員会において最終的な決定を行います。

### Ⅲ 評価結果の公表

評価結果は、評価報告書として公表します。評価報告書は、対象専門職大学およびその設置者に提供します。また、印刷物の刊行およびウェブサイト（<https://qaphe.com/>）への掲載等により、広く社会に公表します。評価結果の公表の際には、評価の透明性を確保するため、対象専門職大学から提出された自己評価書（別添で提出された根拠資料・データを除きます。）を機構のウェブサイトに掲載します。

### Ⅳ 実施時期とスケジュール

評価を希望する専門職大学は、評価の実施を希望する前年度の12月末までに、別に定める様式に従って、機構に申請することが必要です。専門職大学は、開設後5年以内に初回の評価を受け、以降は5年以内に次の評価を受けることが義務づけられています。なお、追評価を受けた専門職大学に関する次の評価の時期は、当該追評価の時期からではなく、本評価の時期から起算するものとします。

専門職大学から評価の申請受付から、評価結果を公表するまでのプロセス・スケジュールは、下記のとおりです。なお、「満たしていない」と判断された基準がある専門職大学については、評価実施年度の翌年度以降に、改善状況を確認します。

#### 評価申請年度

12月末	評価の申請受付締切
1～2月	対象専門職大学の自己評価担当者等に対する研修

#### 評価実施年度

7月～8月	機構の評価担当者の研修
8月末	対象専門職大学から自己評価書の提出締切



9月～	書面調査および訪問調査
12月末	評価結果を確定する前に対象専門職大学に通知
1月末	対象専門職大学からの意見申立ての受付締切
3月上旬	評価結果の確定、公表

評価実施年度の翌年度以降（「満たしていない」と判断された基準がある専門職大学）

8月末	対象専門職大学から改善状況報告書の提出締切
3月上旬	改善状況報告書に対する評価結果の確定、公表

## V 評価実施後の専門職大学における教育研究活動等の質の確保

機構の評価を受けた専門職大学が、次の評価（他の認証評価機関による評価を含みます。）を受けるまでの間に、教育課程または教員組織に重要な変更を行った場合には、学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第三条第二項（p. 17）に基づいて、変更に係る事項について、当該大学院の意見を聴いた上で、必要に応じて、公表した評価結果に当該事項を付記する等の措置を講じます。

「評価基準に適合している」と判断された専門職大学で、「改善を要する点」として指摘された事項等がある場合には、当該事項等に関する対応状況の報告を機構に対して行うこととします。機構の評価委員会において、その対応状況を検討し、改善が行われていると確認できた場合には、その旨を評価結果に追記し、公表します。

## VI 情報公開

機構は、社会と大学の双方に開かれた組織であるとともに、評価については、常により良いシステムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められています。このことから、専門職大学評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育法施行規則第百六十九条第一項に規定する事項を公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等適切な方法により提供します。

## VII 評価手数料

評価を実施するにあたっては、別に定めるところにより、評価手数料を徴収します。

## VIII 追評価

「専門職大学評価基準に適合していない」と判定された場合には、評価実施年度の翌々年度までであれば、別に定める手続に従って、「適合していない」と判定された根拠となった基準に限定して追評価を受けることができます。

この追評価において、当該基準を「満たしている」と判断された場合には、先の評価と併せて、全体として「専門職大学評価基準に適合している」と認め、その旨を公表します。

## IX 専門職大学評価基準等の変更手続き

機構は、評価を受けた専門職大学や、評価を行った評価担当者、その他関係者の意見を踏まえ、適宜基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努めます。専門職大学評価基準や評価方法、その他評価に必要な事項を変更する場合には、事前に関係者に対し、意見照会を行うなど、その過程の公正性および透明性を確保しつつ、評価委員会において審議し、決定します。

## 参考資料 専門職大学認証評価関係法令

○学校教育法（抄）（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）施行日：令和二年四月一日（令和元年法律四十四号による改正）

第八十三条の二 前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。

- 2 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。
- 3 専門職大学には、第八十七条第二項に規定する課程\*を置くことができない。

\*医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程

第九十九条 大学は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
- 3 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
- 4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。
- 5 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育等状況（第二項に規定する大学の教育等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。
- 6 大学は、教育等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けよう、その教育水準の向上に努めなければならない。
- 7 文部科学大臣は、大学が教育等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

第一百条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。
  - 一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。
  - 二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。
  - 三 第四項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。
  - 四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。

五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人でないこと。

六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

3 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

4 認証評価機関は、認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。

5 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他文部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

6 文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

○**学校教育法施行令（抄）**（昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号）施行日：令和三年四月一日（令和元年政令二十八号による改正）

**第四十条** 法第九十九条第二項（法第七十条の十において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は七年以内、法第九十九条第三項の政令で定める期間は五年以内とする。

○**専門職大学設置基準（抄）**（平成二十九年文部科学省令第三十三号）施行日：令和三年二月二十六日（令和三年文部科学省令第九号による改正）

#### （教育課程の編成方針）

**第十条** 専門職大学は、当該専門職大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専門職大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授し、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 専門職大学は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

4 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

#### （教育課程連携協議会）

**第十一条** 専門職大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。

2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 学長が指名する教員その他の職員

二 当該専門職大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの

三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

四 臨地実務実習（第二十九条第一項第四号に規定する臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職大学と協力する事業者

五 当該専門職大学の教員その他の職員以外の者であつて学長が必要と認めるもの

3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

一 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

- 二 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

○学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令

(抄) (平成十六年三月十二日 文部科学省令第七号) 施行日：令和二年四月一日 (令和元年 文部科学省令第二十八号による改正)

**第一条** 学校教育法（以下「法」という。）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法並びに大学（大学を含み、短期大学を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年 文部省令第二十八号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年 文部省令第三十三号）、大学設置基準（昭和四十九年 文部省令第二十八号）及び専門職大学設置基準（平成十五年 文部科学省令第十六号）に、短期大学に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十年 文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年 文部省令第三号）に、それぞれ適合していること。
  - 二 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。
  - 三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他の必要な措置を講じていること。
  - 四 評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析、大学の教育研究活動等の状況についての実地調査が含まれていること。
  - 五 法第百九条第六項に規定する適合認定を受けられなかった大学その他の認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学の教育研究活動等の状況（改善が必要とされた事項に限る。）について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。
- 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
- 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
    - イ 教育上の基本となる組織に関すること。
    - ロ 教員組織に関すること。
    - ハ 教育課程に関すること。
    - 二 施設及び設備に関すること。
    - ホ 事務組織に関すること。
    - へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。
    - ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
    - チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
    - リ 財務に関すること。
    - ヌ イからりに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。
  - 二 前号チに掲げる事項については、重点的に認証評価を行うこととしていること。
  - 三 設置計画履行状況等調査（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年 文部科学省令第十二号）第十四条に規定する調査をいう。）の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を把握することとしていること。
  - 四 評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。
- 3 第一項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
  - イ 教員組織に関すること。
  - ロ 教育課程に関すること（教育課程連携協議会（専門職大学設置基準第十一条若しくは専門職短期大学設置基準第八条又は専門職大学院設置基準第六条の二に規定する教育課程連携協議会をいう。）に関することを含む。）。
  - ハ 施設及び設備に関すること。
  - ニ 学修の成果に関すること（進路に関することを含む。）。
  - ホ イからニまでに掲げるもののほか、教育研究活動に関すること。

二 評価方法に、当該専門職大学等若しくは専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの（次号において「関連職業団体関係者等」という。）及び高等学校、地方公共団体その他の関係者からの意見聴取が含まれていること。

三 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、関連職業団体関係者等の意見聴取を行うこと。

**第二条** 法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学の教員及びそれ以外の者であつて大学の教育研究活動等に関し識見を有するものが認証評価の業務に従事していること。ただし、法第百九条第三項の認証評価にあつては、これらの者のほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に従事していること。
- 二 大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。
- 三 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること。
- 四 大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとしていること。
- 五 法第百九条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備していること。
- 六 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務以外の業務を行う場合にあつては、その業務に係る経理と区分して整理し、法第百九条第二項の認証評価の業務及び同条第三項の認証評価の業務を併せて行う場合にあつては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を区分して整理していること。

**第三条** 法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十九条第一項第一号から第八号までに規定する事項を公表することとしていること。
- 二 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこととしていること。
- 三 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他により認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること。

2 前項に定めるもののほか、法第百九条第三項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第六号に関するものは、認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった専門職大学等又は専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしていることとする。



一般社団法人

専門職高等教育質保証機構

〒106-0032

東京都港区六本木6-2-33

六本木ヒルズノースタワーアネックス 3F

Tel. 03-3403-3432

URL <https://qaphe.com>